

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	<ul style="list-style-type: none"> (一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) (二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) (三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) (四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護1 (1,528 単位) 要介護2 (1,401 単位) 要介護3 (1,242 単位) 要介護4 (1,114 単位) 要介護5 (1,000 単位) 												
(2) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	<ul style="list-style-type: none"> (一) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) (二) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) (三) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) (四) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護1 (1,528 単位) 要介護2 (1,401 単位) 要介護3 (1,242 単位) 要介護4 (1,114 単位) 要介護5 (1,000 単位) 	×97/100	×70/100	×70/100									
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	<ul style="list-style-type: none"> (一) 3時間以上4時間未満 (二) 4時間以上6時間未満 (三) 6時間以上8時間未満 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護1 (1,026 単位) 要介護2 (936 単位) 要介護3 (846 単位) 要介護4 (756 単位) 要介護5 (666 単位) 												
注 特別療養費	(一) 療養体制維持特別加算 (1)	(1日につき 27単位を加算)												
注 療養体制維持特別加算	(二) 療養体制維持特別加算 (II)	(1日につき 57単位を加算)												
(4) 療養食加算		(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I)	(1日につき 3単位を加算)												
	(二) 認知症専門ケア加算 (II)	(1日につき 4単位を加算)												
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時施設療養費	療養食等確保以外の場合 1日につき10単位を加算												
	(二) 特定治療	1日につき10単位を加算												
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	(1日につき 18単位を加算)												
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	(1日につき 12単位を加算)												
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	(1日につき 6単位を加算)												
	(四) サービス提供体制強化加算 (IV)	(1日につき 6単位を加算)												
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I)	(1月につき + 所定単位数 × 39 / 1000)												
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II)	(1月につき + 所定単位数 × 29 / 1000)												
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III)	(1月につき + 所定単位数 × 16 / 1000)												
	(四) 介護職員処遇改善加算 (IV)	(1月につき + (三)の90/100)												
	(五) 介護職員処遇改善加算 (V)	(1月につき + (三)の80/100)												
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(1月につき + 所定単位数 × 21 / 1000)												
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	(1月につき + 所定単位数 × 17 / 1000)												

注 特別療養費とは緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算 II、施設定額管理の対外的算定項目

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I)	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (875) 単位	×70/100	診療所設備基準 減算 -60 単位	-25 単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を 限度)	+120単位
			要介護2 (724) 単位						
			要介護3 (772) 単位						
			要介護4 (821) 単位						
			要介護5 (870) 単位						
			要介護1 (702) 単位						
	看護<6:1> 介護<6:1>	b 診療所短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護2 (754) 単位						
			要介護3 (804) 単位						
			要介護4 (855) 単位						
			要介護5 (906) 単位						
			要介護1 (693) 単位						
	c 診療所短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護2 (743) 単位							
		要介護3 (793) 単位							
		要介護4 (843) 単位							
		要介護5 (893) 単位							
		要介護1 (779) 単位							
d 診療所短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要介護2 (828) 単位								
		要介護3 (878) 単位							
		要介護4 (928) 単位							
		要介護5 (974) 単位							
		要介護1 (811) 単位							
e 診療所短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護2 (863) 単位								
		要介護3 (914) 単位							
		要介護4 (964) 単位							
		要介護5 (1,015) 単位							
		要介護1 (800) 単位							
f 診療所短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護2 (851) 単位								
		要介護3 (901) 単位							
		要介護4 (950) 単位							
		要介護5 (1,001) 単位							
		要介護1 (598) 単位							
(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護2 (547) 単位	×97/100						
									要介護3 (595) 単位
									要介護4 (643) 単位
									要介護5 (693) 単位
									要介護1 (704) 単位
	b 診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護2 (74) 単位							
									要介護3 (791) 単位
									要介護4 (835) 単位
									要介護5 (879) 単位
									要介護1 (800) 単位
(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要介護2 (850) 単位								
									要介護3 (898) 単位
									要介護4 (946) 単位
									要介護5 (995) 単位
									要介護1 (828) 単位
									要介護2 (880) 単位
(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護3 (930) 単位								
		要介護4 (980) 単位							
		要介護5 (1,031) 単位							
		要介護1 (818) 単位							
		要介護2 (869) 単位							
(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護3 (919) 単位								
		要介護4 (968) 単位							
		要介護5 (1,018) 単位							
		要介護1 (800) 単位							
		要介護2 (850) 単位							
(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV) <ユニット型個室の多床室>	要介護3 (898) 単位								
		要介護4 (946) 単位							
		要介護5 (995) 単位							
		要介護1 (828) 単位							
		要介護2 (880) 単位							
(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護3 (930) 単位								
		要介護4 (980) 単位							
		要介護5 (1,031) 単位							
		要介護1 (818) 単位							
		要介護2 (869) 単位							
(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護3 (919) 単位								
		要介護4 (968) 単位							
		要介護5 (1,018) 単位							
		要介護1 (800) 単位							
		要介護2 (850) 単位							
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(850) 単位							
	(二) 4時間以上6時間未満	(908) 単位							
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,261) 単位							
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))								
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I)	(1日につき 3単位を加算)							
	(二) 認知症専門ケア加算(II)	(1日につき 4単位を加算)							
(6) 特定診療費									
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	(1日につき 18単位を加算)							
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	(1日につき 12単位を加算)							
	(三) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 6単位を加算)							
	(四) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 6単位を加算)							
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計						
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×19/1000)							
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×10/1000)							
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV)	(1月につき +(三)の90/100)							
	(五) 介護職員処遇改善加算(V)	(1月につき +(三)の80/100)							
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計						
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×11/1000)							

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,070) 単位	×70/100	×90/100		×90/100			
			要介護2 (1,084) 単位								
			要介護3 (1,144) 単位								
			要介護4 (1,211) 単位								
			要介護5 (1,311) 単位								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,123) 単位								
		要介護2 (1,159) 単位									
		要介護3 (1,251) 単位									
		要介護4 (1,314) 単位									
		要介護5 (1,434) 単位									
	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,033) 単位								
		要介護2 (1,109) 単位									
		要介護3 (1,116) 単位									
		要介護4 (1,233) 単位									
		要介護5 (1,371) 単位									
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,071) 単位									
	要介護2 (1,153) 単位										
	要介護3 (1,205) 単位										
	要介護4 (1,274) 単位										
	要介護5 (1,344) 単位										
一般病棟	(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,050) 単位								
		要介護2 (1,133) 単位									
		要介護3 (1,194) 単位									
		要介護4 (1,194) 単位									
		要介護5 (1,319) 単位									
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,094) 単位									
	要介護2 (1,176) 単位										
	要介護3 (1,174) 単位										
	要介護4 (1,251) 単位										
	要介護5 (1,304) 単位										
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (924) 単位									
	要介護2 (936) 単位										
	要介護3 (1,055) 単位										
	要介護4 (1,111) 単位										
	要介護5 (1,178) 単位										
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,002) 単位										
要介護2 (1,064) 単位											
要介護3 (1,153) 単位											
要介護4 (1,220) 単位											
要介護5 (1,284) 単位											
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (867) 単位									
	要介護2 (824) 単位										
	要介護3 (941) 単位										
	要介護4 (1,055) 単位										
	要介護5 (1,111) 単位										
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (969) 単位										
要介護2 (1,032) 単位											
要介護3 (1,124) 単位											
要介護4 (1,153) 単位											
要介護5 (1,224) 単位											
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (765) 単位	×70/100	×90/100		×90/100					
		要介護2 (830) 単位									
		要介護3 (834) 単位									
		要介護4 (894) 単位									
		要介護5 (1,059) 単位									
(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (870) 単位										
	要介護2 (939) 単位										
	要介護3 (1,004) 単位										
	要介護4 (1,064) 単位										
	要介護5 (1,131) 単位										
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (1,144) 単位	×97/100						
			要介護2 (1,210) 単位								
			要介護3 (1,273) 単位								
			要介護4 (1,333) 単位								
			要介護5 (1,401) 単位								
	b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (1,144) 単位									
	要介護2 (1,210) 単位										
	要介護3 (1,273) 単位										
	要介護4 (1,333) 単位										
	要介護5 (1,401) 単位										
一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (1,091) 単位								
		要介護2 (1,153) 単位									
		要介護3 (1,223) 単位									
		要介護4 (1,294) 単位									
		要介護5 (1,364) 単位									
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (1,091) 単位										
要介護2 (1,153) 単位											
要介護3 (1,223) 単位											
要介護4 (1,294) 単位											
要介護5 (1,364) 単位											
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (650) 単位	×70/100	×90/100		×90/100						
	(二) 4時間以上6時間未満 (900) 単位										
	(三) 6時間以上8時間未満 (1,280) 単位										
(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)										
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)										
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)										
注 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目											

